

「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」に係る激甚災害指定について

○激甚災害指定

「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」が、令和元年11月1日付けで「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害指定されました。

激甚災害 (災害名)	令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
対象区域	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県 の区域
適用期間	令和元年10月11日から令和2年4月30日まで

これにより、同災害によって直接的な被害を受けられた都内中小企業者の皆さまが、区市町村長の発行する「罹災証明書」を取得することが可能になりました。

「罹災証明書」の取得により、災害関係保証のご利用が可能になるほか、東京都制度融資「災害復旧支援融資【略称：災】」のご利用も可能になります。

東京都制度融資 災害復旧資金融資【略称：災】

東京都では、今般の令和元年台風第19号又は台風第21号による直接被害を受けた中小企業者等を対象に、その事業の復旧に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を実施します。融資条件等の概要は以下のとおりです。

1. 融資条件

資金用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1企業・組合 2億8,000万円
融資期間	15年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率	①責任共有利率 固定金利 年1.70% ②全部保証利率 固定金利年1.50%以内 ※1億円以下の部分については東京都の補助あり(①1.20%、②1.00%)。
信用保証料	東京都が全額を補助します。
その他	通常の保証申込書類のほか区市町村長が発行する「罹災証明書」の添付が必要になります。

2. 受付期間

令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

※東京都の「令和元年台風第19号又は台風第21号に係る対応について」の詳細は[こちら](#)。

保証申込手続きについては[こちら](#)。



東京信用保証協会